

■八王子市保健所の代表電話
☎042-645-5111

■ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>
モバイル(携帯電話)版 <http://mobile.city.hachioji.tokyo.jp/>



携帯電話用
2次元コード

毎年9月20日～26日は動物愛護週間です!



毎年9月20日から26日までは動物愛護週間です。これは、広く国民の間に、命あるものである動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるために、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいて設けられています。

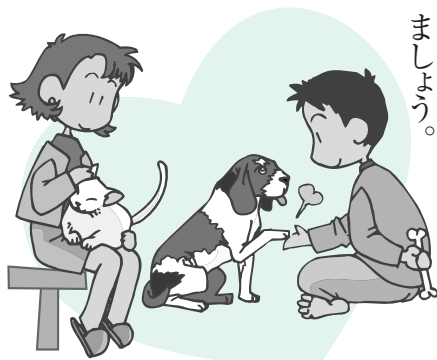
また、八王子市では保健所政令市となり東京都が所管していた狂犬病予防・動物愛護管理業務が八王子市保健所に移管され3年目を迎えました。

この特集号では、保健所における動物衛生業務のご案内とともに、私達が飼っている動物、身近にいる動物達について、もう一度考えてみたいと思います。

動物の適正飼養

犬や猫を飼うための試験や免許はありませんが、狂犬病予防法など飼い主の義務を規定している法令があります。知らなかつたでは済まされないので日本の法律です。動物を飼う際には、その動物に係る法令を確認しておきましょう。

また、保健所には犬や猫について数多くの苦情や相談が寄せられ、近隣トラブルの二因にもなっています。犬や猫はもともと野生動物であったものを人間が家畜化しましたが、彼らが戻れる自然はもうどこにもありません。生まれた時から死ぬまで、私たち人間が責任を持って管理してあげましょう。



動物愛護ふれあいフェスティバル (東京都からのお知らせ)

9月19、20日の2日間、東京都では環境省や動物愛護団体等とともに「動物愛護ふれあいフェスティバル」を行います。今年度は、動物愛護週間制定60周年の節目の年であり、様々なイベントが予定されています。是非、御来場ください。

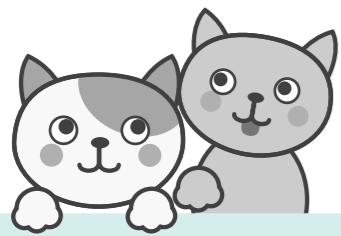
①動物愛護ふれあいフェスティバル「めざせ!満点飼い主」19日(土)11時～16時。上野恩賜公園内噴水池前広場にて。「動物愛護週間制定60周年記念切手の販売」「クイズ大会」など。申込不要。直

接会場へ。

②動物愛護シンポジウム「めざせ!満点飼い主—ペットの高齢化について考える」20日(日)12時30分～16時30分(正午受付開始)。東京国立博物館平成館講堂にて。

390人募集。申込みは9月18日正午までに(社)日本動物福祉協会 ☎03-5740-8856へ。

<問い合わせ>同協会又は東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課 ☎03-5320-4412



動物の適正飼養について



猫の飼い主の責任

猫を屋外で飼うことは、近隣への迷惑だけでなく猫自身への危険もいっぱいです。東京都では猫を飼うにあたって、次の3つを推奨しています。これが徹底されれば、不幸な猫はこれ以上増えないはず。そのうえで、今いる「飼い主のいない猫」をどうするかを考えていかなければなりません。

- ①屋内での飼育 交通事故や猫同士のけんか・感染症を防ぐことができます。
- ②身元の表示（名札やマイクロチップなど） 迷子や災害時に飼い主が判ります。
- ③不妊去勢手術 発情期の異様な鳴き声防止や生殖器系の病気の予防にもなります。



無責任な餌やり

猫の苦情で最も多いのが外猫による糞害と置き餌です。猫は本来単独で生活するので分散していれば問題も少ないのですが、置き餌があると猫を集めてしまい被害が拡大するだけでなく、カラスまでそこに集めてしまいます。また餌の放置は悪臭やハエも発生させます。

トイレの設置、不妊去勢手術、清掃等をせずに無責任に餌やりだけをしていると、近隣の理解は得られず猫そのものも嫌われ者になり、地域での取り組みの妨げにもなってしまいます。

地域での取り組み

猫の問題を地域の問題として、その地域の皆さんの合意のもとに、命あるものとして地域で猫を適正に管理しながら共生していく、という活動が広がっています。具体的には、管理すべき猫を特定し、これ以上増えないように不妊去勢手術を行ったうえで、適切に餌を与え、食べ残しや糞の掃除をして管理するなど、猫を通じて環境美化を図っていくというものです。

屋外の猫の寿命は4年程度といわれていますから、このような管理がうまく続けば、「飼い主のいない猫」の数は減少していきます。

猫との共生講演会

これまで保健所では「野良猫から地域猫へ!」をテーマに、動物の専門家や地域猫活動に取り組んできた方々の講演会を開催してきました。今年度は「でも生まれてしまった猫はどうする?」と題して猫の適正譲渡について講演会を開催します。

講師 日本獣医生命科学大学
非常勤講師 矢崎潤氏
矢崎氏は家庭犬のしつけインストラクターとして活躍され多数の書籍も執筆され

る一方、動物の適正譲渡の推進にも力を注がれています。

日時 11月1日(日)
午後1時30分から4時30分まで
場所 八王子市保健所別館(八王子市旭町13-18) 公共交通機関をご利用ください。
定員 先着50名 電話にて事前にお申し込みください。保健総務課 ☎645・5111(代)



鳴き声

「番犬だから」といっても泥棒だけに吠える犬はいません。「庭でいつも吠えている犬は怖くない。怖いのは室内で放れている犬だ。」という泥棒の話もあります。「無駄吠え」という言葉もありますが、犬は必ず原因があって吠えています。他の犬が通ると吠えるという場合、その時間帯だけでも室内や玄関内に入れる、つなぐ場所を変えるなど、原因から犬を遠ざけるだけで問題が解決することがあります。

また、静かな時は無視し、吠えた時だけ「うるさい!」と声がけをしていると、犬は「吠えると飼い主も応援してくれる」と勘違いします。静かにしている時こそ声をかけ、ほめてあげましょう。



ノーリード

日常的な放し飼いの苦情は減りましたが、公園や河川敷で早朝や夕方に犬を放して運動させる、いわゆる「ノーリード」についての苦情が増えています。「うちの子は大丈夫だから」「訓練のためだから」と言いますが、ノーリードによる咬みつき事故や交通事故も発生しています。

都条例では不特定多数の方が自由に利用できる公園等で犬を放すことは認められていません。犬を放すことは絶対に止めましょう。

しつけ

家庭犬のしつけとは、人間社会で一緒に暮らしていくためのルールを日常生活の中で犬に教えていくことです。犬が好ましい行動をしたらすぐにほめて、何をしたら良いのかを教えましょう。ほめるしつけは失敗しても大丈夫です。犬はなぜほめられたか分からなくても飼い主をより好きになるだけだからです。

一方、叱るしつけは失敗すると、なぜ叱られているのか犬が理解できないだけでなく人間を恐怖に感じてしまうことがあります。

糞尿

犬の散歩はトイレではありません。排泄は散歩の前に自宅で済ませる習慣をつけましょう。「おすわり」を教えるのと同じように、子犬の頃から号令で排泄ができるようにしていきましょう。自宅で排泄ができると、飼い主や犬が病気の時や悪天候の時でも無理して散歩に行く必要もなくなります。それでも散歩中にしてしまった際は、糞を拾うことは当然ですがオシッコもペットボトルなどに入れた水で流しましょう。

また、保健所ではマナーアップのための看板を無料で配布していますのでご希望の方はお問い合わせください。



動物による事故

飼っている動物が人に危害を加えた場合、飼い主はすぐ被害者の応急措置と再発防止を図り、都条例に基づき24時間以内に保健所へ届け出てください。また、犬による咬傷事故の場合は48時間以内に獣医師による狂犬病検診を受けさせることが義務付けられています。



犬や猫の譲渡会、しつけ教室
東京都動物愛護相談センター多摩支所では多摩地区の動物愛護管理業務等を所管しており、八王子市保健所で収容された犬や猫の飼養管理等も行っています。
また、飼い主の判明しなかった犬や猫の譲渡会やしつけ教室も無料で開催しています。
新たに犬や猫を飼いたい方は、入手先の一つとしてぜひご検討ください。

問い合わせ 同支所 飼養管理係 相談指導係 ☎042・581・7435(日野市石田1-192-33)

動物取扱業(ペットシヨップ等)の登録・特定動物(危険な動物)の飼養許可
問い合わせ 東京都動物愛護相談センター多摩支所 指導監視係 ☎042・581・7439

動物の死体
持ち込み(1体1,000円)・戸吹清掃工場 ☎692・5389
・館清掃工場 ☎665・2570

収集(1体2,500円、予約制)・戸吹清掃事業所 ☎691・2891・館清掃事業所 ☎665・2531

飼い主からの引取り
どうしても犬や猫が飼えなくなった場合は、まず飼い主の責任で新たな飼い主を探しましょう。やむを得ない場合は保健所が有料で引取りますが殺処分が前提となります。よくお考えのうえ事前にご相談ください。
なお、動物を遺棄・虐待することは犯罪です。(50万円以下の罰金、みだりに殺傷すると1年以下の懲役又は10万円以下の罰金)

迷子の犬や猫について
飼い犬や猫が逃げた時や、迷子の犬や未熟な子猫及び負傷した犬猫等を発見又は保護した時は、保健所にご連絡ください。また、お近くの警察署にも該当動物の情報について確認してください。なお、自活できる猫の捕獲や引取りは行っていません。

狂犬病を防ぐために・・・

昭和32年以降、国内犬での発生はありませんが、狂犬病は発症すると未だに治療がなく100%死亡する恐ろしい感染症で、世界では毎年5万人以上の方が亡くなっています。日本への侵入と蔓延を

防ぐために、飼い主の義務として狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射（毎年1回）をお願いします。



犬の登録・変更届・死亡届

生後91日以上の犬を飼い始めたら、30日以内に犬の所在地の市区町村への登録（犬の一生に1回）をし、鑑札の交付を受けましょう（手数料3,000円）。

八王子市では、保健所、市役所本庁舎2階健康福祉総務課及び各事務所が窓口です。

なお、犬の登録事項（所有者、犬の所在地、所有者住所・氏名等）に変更があった場合や死亡した場合にも30日以内に届出が必要です。他市区町村から八王子市に犬の所在地が変更になった際は、鑑札を無料で交換しますので犬の前所在地で交付された鑑札をご持参ください。



狂犬病予防注射

生後91日以上の犬を飼い始めたら、30日以内に狂犬病予防注射を受けさせましょう。

次年度からは毎年4月1日～6月30日に受けさせるようにしてください。

なお、注射は毎年4月に実施する集合注射、又は動物病院で接種してください。集合注射の場所や料金は、3月の広報「はちおうじ」でご確認ください。動物病院での料金については各自でお問い合わせください。



鑑札と狂犬病予防注射済票を犬につけましょう

狂犬病予防注射が済んだら、狂犬病予防注射済票（以下「注射済票」）の交付を受けましょう（手数料550円）。窓口は登録の際と同じです。

なお、集合注射や市が委託している動物病院で注射をした場合は、その場で注射済票の交付も行なえます。

本市では、鑑札も注射済票も小さくなり、付けやすくなりました。

大切なワンちゃんが迷子になってしまった時の迷子札にもなりますので、必ず両方とも付けましょう！



鑑札と注射済票の着用は義務付けられています

鑑札と狂犬病予防注射済票の交付手数料

鑑札と注射済票は犬への装着が義務付けられていますので、失くした場合は再交付を受けてください。

手数料	交付	再交付
鑑札	3,000円	1,600円
注射済票	550円	340円